

(弁理士法の一部改正)
第六条 弁理士法(平成十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。
(弁理士の使命)

第一条 弁理士は、知的財産(知的財産基本法(平成十四年法律第二百二十二号)第二条第一項に規定する知的財産をいう。以下この条において同じ。)に関する専門家として、知的財産権(同条第二項に規定する知的財産権をいう。)の適正な保護及び利用の促進その他の知的財産に係る制度の適正な運用に寄与し、もって経済及び産業の発展に資することを使命とする。

第二条中第六項を第七項とし、第三項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二項中、「この法律で、「の下に、「商標に係る」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 この法律で、「意匠に係る国際登録出願」とは、意匠法(昭和三十四年法律第二百二十五号)第六十条の三第二項に規定する国際登録出願をいう。

第四条第一項中、「若しくは国際登録出願」を、「意匠に係る国際登録出願若しくは商標に係る国際登録出願」に改め、同条第二項に次の一号を加える。

三 前二号に掲げる事務についての相談
第四条第三項を次のように改める。

3 弁理士は、前二項に規定する業務のほか、弁理士の名称を用いて、他人の求めに応じ、次に掲げる事務を行うことを業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。

一 特許、実用新案、意匠、商標、回路配置若しくは著作物に関する権利若しくは技術上の秘密の売買契約、通常実施権の許諾に関する契約その他の契約の締結の代理若しくは媒介を行い、又はこれらに関する相談に応ずること。

二 外国の行政官庁又はこれに準ずる機関に対する特許、実用新案、意匠又は商標に関する権利に関する手続(日本国内に住所又は居所(法人にあっては、営業所)を有する者が行うものに限る。)に関する資料の作成その他の事務を行うこと。

三 発明、考案、意匠若しくは商標(これらに関する権利に関する手続であつて既に特許庁に係属しているものに係るものを除く。)、回路配置(既に経済産業大臣に対して提出された回路配置利用権の設定登録の申請に係るものを除く。)(又は事業活動に有用な技術上の情報(既に秘密として管理されているものを除く。))の保護に関する相談に応ずること。

第五条第一項中、「若しくは国際登録出願」を、「意匠に係る国際登録出願若しくは商標に係る国際登録出願」に改める。

第六条中(昭和三十四年法律第二百二十五号)を削る。

第三十一条第六号中、「事件」の下に、「であつて、自らこれに關与したものを」を加え、同条第七号中、「もの」の下に、「であつて、自らこれに關与したものを」を加える。

第三十七条の見出しを(設立等)に改め、同条に次の一項を加える。

2 第一条及び第三条の規定は、特許業務法人について準用する。

第四十八条第三項第五号中、「事件」の下に、「であつて、自らこれに關与したものを」を加え、同条第六号中、「もの」の下に、「であつて、自らこれに關与したものを」を加える。

第五十六条第二項中、「弁理士の使命」を、「弁理士及び特許業務法人の使命」に、「かんがみ」を「鑑み」に、「弁理士の品位」を、「その品位」に、「弁理士の業務」を、「弁理士及び特許業務法人の業務」に改める。

第七十二条の見出し中、「及び役員解任」を削り、同条中、「又は役員行為」及び「又は役員解任」を削る。
第七十五条中、「若しくは国際登録出願」を、「意匠に係る国際登録出願若しくは商標に係る国際登録出願」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第九条の規定 公布の日

二 第四条中商標法第七条の二第一項の改正規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第三条中意匠法目次の改正規定、同法第二十六条の二第三項の改正規定、同法第六十条の三を同法第六十条の二四とする改正規定、同法第六章の次に一章を加える改正規定並びに同法第六十七條第一項及び第七十三條の二第一項の改正規定並びに第六條中弁理士法第二条、第四条第一項、第五条第一項、第六条及び第七十五條の改正規定並びに附則第十条及び第十一条の規定並びに附則第十二條中工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成二年法律第三十号)第十二條第一項第二号の改正規定 意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定が日本国について効力を生ずる日
(特許法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の特許法(以下「新特許法」という。)(第十七條の四の規定は、この法律の施行前にした特許出願に伴う優先権の主張については、適用しない。

2 新特許法第三十條第四項の規定は、この法律の施行前に第一條の規定による改正前の特許法(以下「旧特許法」という。)(第三十條第三項に規定する期間内に同項に規定する証明書の提出がなかつた場合については、適用しない。

3 新特許法第四十一條第一項及び第四項の規定は、この法律の施行後にする特許出願に伴う優先権の主張について適用し、この法律の施行前にした特許出願に伴う優先権の主張については、なお従前の例による。

4 新特許法第四十二條第一項の規定は、この法律の施行後にする特許出願に伴う優先権の主張の基礎とした新特許法第四十一條第一項に規定する先の出願について適用し、この法律の施行前にした特許出願に伴う優先権の主張の基礎とした旧特許法第四十一條第一項に規定する先の出願については、なお従前の例による。

5 新特許法第四十二條第二項及び第三項の規定は、この法律の施行後にする特許出願に伴う優先権の主張について適用し、この法律の施行前にした特許出願に伴う優先権の主張については、なお従前の例による。

6 新特許法第四十三條第一項(新特許法第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。)(の規定は、この法律の施行後にする特許出願に伴う優先権の主張について適用し、この法律の施行前にした特許出願に伴う優先権の主張については、なお従前の例による。

7 新特許法第四十三條第六項(新特許法第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。)(の規定は、この法律の施行前に旧特許法第四十三條第二項(旧特許法第四十三條の二第三項において準用する場合を含む。)(以下この項において同じ。))に規定する期間内に旧特許法第四十三條第一項に規定する書類又は同条第五項(旧特許法第四十三條の二第三項において準用する場合を含む。))に規定する書面の提出がなかつた場合については、適用しない。

8 新特許法第四十三條の二(新特許法第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。)(の規定は、この法律の施行前にした特許出願に伴う優先権の主張については、適用しない。